

○三春町結婚新生活支援補助金交付要綱

平成29年6月26日告示第83号

改正

平成30年7月3日告示第74号

令和元年5月21日告示第59号

令和2年4月1日告示第35号

令和3年4月5日告示第115号

三春町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内で住居費及び引越費用の一部を補助することに関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の3月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用で、申請年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間に支払った物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る助成の対象である場合は、当該住宅手当支給額及び助成額相当額を除く。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、申請年度の4月1日から申請年度の3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。
- (4) リフォーム費用 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所となっている住宅のリフォームを行う際に要した費用で、前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に支払った費用をいう。また、婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に実施していること。ただし、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用（外構に係る工事及び家電購入・設置に係る費用を除く。）に限る。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ直近の所得証明書に基づく夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、次のア及びイに掲げる場合にあっては、当該ア及びイに定める計算方法により算出した金額とする。
ア 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。

イ 令和5年1月又は2月に婚姻した夫婦は、令和4年度の補助上限額に満たない部分がある場合、前条（前項、前号）からこの条（この項、この号）の対象経費を当該差額を上限に支給することを可能とする。

(2) 対象となる住居が三春町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(5) 三春町の町税の滞納がないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、夫婦ともに29歳以下の世帯への補助上限額が60万円、30歳から39歳までの世帯への補助上限額を30万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助期間は、申請年度の4月1日から申請年度の3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合、補助期間は当該事由が発生した日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三春町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）

(2) 夫婦の所得証明書（申請時点において直近のもの）

(3) 離職票（離職した場合）

(4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（返還をしている場合）

(5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居費における購入の場合）

(6) リフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し（住宅リフォームの場合）

(7) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

(9) 領収書の写し

(10) 世帯全員の住民票

(11) 夫婦の納税証明書（申請時点において直近のもの）

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、三春町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は申請年度の3月31日までに行わなければならない。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項の規定により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに三春町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、三春町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けた場合は、速やかに三春町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3） この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三春町長

住 所

氏 名

印

電話番号

三春町結婚新生活支援補助金交付申請書

三春町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日		
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日	
		家 賃 (B)	月額 円	
		共 益 費 (C)	月額 円	
		住居手当 (D)	月額 円	
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)	月額 円 × カ月 = 円	
		そ の 他 の経費	敷 金	円
			礼 金	円
			仲介手数料	円
			合 計 (F)	円
		合 計 (G) (E) + (F)		
	引越し	引越しを行った日	年 月 日	
		費 用 (H)	円	
合計 (I) (A + G + H)		円		
申請額		円 ※上限 30 万円かつ 1,000 円未満切捨て		
3 補助期間 ※今回補助を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分		
4 公的制度による家賃補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。		
5 添付書類		☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 夫婦の所得証明書（申請時点において直近のもの） ☐ 離職票 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 領収書の写し ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 夫婦の納税証明書（申請時点において直近のもの） ☐ その他（ ）		

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

三春町長

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月現在 〕
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

住 所
氏 名 様

三春町長 印

三春町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金 千円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

三春町長

住 所

氏 名

印

電話番号

三春町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、
申請内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容				
事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日		年 月 日
		契約金額 (A)		円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日		年 月 日
		家 賃 (B)		月額 円
		共 益 費 (C)		月額 円
		住居手当 (D)		月額 円
		実質家賃負担額 (E) (B) + (C) - (D)		月額 円 × カ月 = 円
		その 他 の経費	敷 金	円
			礼 金	円
			仲介手数料	円
			合 計 (F)	円
		合 計 (G) (E) + (F)		
	引越し	引越しを行った日		年 月 日
		費 用 (H)		円
	合計 (I) (A + G + H)		円	
申請額		円 ※上限 30 万円かつ 1,000 円未満切捨て		
補助期間 ※今回補助を申請する期間(変更後)		年 月から 年 月まで 月分		
そ の 他				
2 添付書類		☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 夫婦の所得証明書（申請時点において直近のもの） ☐ 離職票 ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ☐ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 領収書の写し ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 夫婦の納税証明書（申請時点において直近のもの） ☐ その他（ ）		

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

住 所
氏 名 様

三春町長 印

三春町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった結婚新生活支援補助金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金 千円

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

三春町長

住 所
氏 名
電話番号

印

三春町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、三春町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【補助金の振込先】

金融機関名	銀 行 信用金庫 協同組合	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。